

〈定例研究会報告要旨〉

第 1647 回（7 月 4 日）

牛肉の内外価格差と OECD における PSE の計測

小 林 弘 明

1993 年 12 月に GATT のウルグアイ・ラウンドが 7 年余りの歳月をかけた後に終結した。そこでは農産物に関して、あらゆる非関税障壁の関税化と保護水準の引き下げおよび米国、EC による輸出補助金の削減等が約束された。保護水準の引き下げについては、AMS という指標にもとづく保護水準の引き下げ目標が設定された。この AMS とは、各国の農業保護の水準を、単一の数値により表現するという概念で、もともとは既に OECD 事務局により適用されていた PSE という概念に若干の修正を加えたものである。

これら二つの概念の主要な中身は内外価格差である。それは、輸入が自由化されている農産物については、関税率相当分に対応する。しかしながら、比較的貿易の一般的でない農産物あるいは非関税障壁により国内価格が支持されていた農産物の内外価格差を適切に判断することはそれほど容易ではない。

本報告では、かつては輸入割当という非関税障壁により保護され、上記ラウンドが継続している中の 1991 年 4 月に輸入を自由化したわが国の牛肉を事例として、OECD による PSE の計測、特にその中心的内容である内外価格差について、具体的な適用における意義および問題点を示した。

PSE や AMS の計測の例でいえば、それぞれ異なった事情を有する各国の農業政策を、極めて単純化された単一の指標により評価するということは、ある意味で乱暴な話ではある。とはいえ、これらは、現実の農産物貿易協定の中では強力な手法的基礎を与えている

こともまた事実である。

本報告では、農業保護の程度を計測する手法としてしばしば適用されている、内外価格差、PSE および AMS について紹介するとともに、特にわが国牛肉を事例として、1991 年の輸入自由化前後の内外価格差を再検討することを通じて、これら指標の性格の一端を示した。これらはその簡便性からも農業保護に関する国際比較を行う上で有用であり、かつその適用結果は広く流布している。

またこれらの指標は、現に採用されてきた農業保護がかりに撤廃されたときの国内市場の量的な変化をも含意するという点でも重要な意味をもっている。

ここで事例として取り上げた牛肉の事例でいえば、自由化以前に 200～300% という大きな内外価格差がしばしば報告されていたにもかかわらず、自由化によってその内外価格差から予測されるような輸入の拡大は起こらなかったのである。さらに OECD では 1994 年の年次報告においても、現状の関税率 (50～70%) をはるかに上回る内外価格差を含意する PSE が報告されているのである。

現状の関税率と矛盾しない内外価格差の計測例を示した本報告は、これら指標が単なる保護の国際比較を超えた現実的意味をもつ場合には、その評価にあたって十分な配慮の求められることを示唆している。